

【インドネシア】商標権の更新料について

2020 年 5 月 11 日

ジェトロ・バンコク事務所

インドネシア知財総局（DGIP）は 5 月 13 日まで DGIP のサービスカウンターは閉鎖し、2020 年 3 月 23 日から 5 月 13 日までに到来する、すべての知的財産出願の書類提出期限について、期限を猶予しているが、商標権の手続きが更新を含めて電子化したことにより、3 月 23 日から 5 月 13 日の間に商標権の更新時期を迎える権利者は、以下の対応を取ることができる旨を周知した。

1. 商標・地理的表示局長あて（tu.merek@dgip.go.id）に、支払い例外の申し立てを e メールで行う。
2. SIMPAKI システムを介した更新料支払い
3. 「出願後メニュー」を選択することにより、brands.dgip.go.id を通じた更新手続きも可能。

情報公開日

2020 年 5 月 11 日

URL 等

<https://dgip.go.id/info-terbaru>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではありません。ことを予めお断りします。